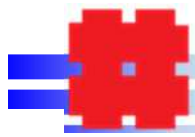


資料3午前

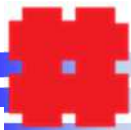
事業所等運営に関する 基本的な事項について② (報酬請求等)



介護給費等算定に係る体制等に関する届出について

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者や指定相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

年度初めの特例は報酬改定等新年度から取り扱いが変わるものや、年度実績に関するもののみとなりますので、その他の加算につきましては、通常通り前の月の15日（3月15日）までの提出が必要です。

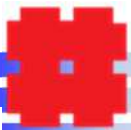


令和6年度に新設、見直しされた減算について

運営指導でたびたび指摘している減算ですので、遺漏なくご対応ください。

- 虐待防止措置未実施減算
- 身体拘束廃止未実施減算
- 情報公表未報告減算
- 業務継続計画未策定減算

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、令和7年4月1日から業務継続計画未策定減算の適用対象となりました。



虐待防止措置未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算します。

- ①虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと



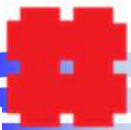
身体拘束廃止未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、減算を適用します。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ②身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の使用も可能)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する

【減算の取扱い】

(施設・居住系サービス) …基準を満たしていない場合、所定単位数の10%減算
(訪問・通所系サービス) …基準を満たしていない場合、所定単位数の1%減算



情報公表未報告減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算します。

- ・ 所定単位数の10%を減算
（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）
- ・ 所定単位数の5%を減算
（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）

WAM NET
WELFARE AND MEDICAL SERVICE / WORK SYSTEM

経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者 | スマホサイト | お問い合わせ | サイトマップ | 音声・文字サイズ

会員登録 会員入口 WAM 独立行政法人 福祉医療機構 が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。 サイト内検索

トップ 高齢・介護 医療 障害者福祉 子ども・家庭 知りたい

障害者福祉 トップ ▶

- 行政情報を見る
 - ➔ 行政情報（障害者福祉）
- 障害者福祉制度を知りたい
 - ➔ 制度解説ハンドブック
 - ➔ 障害者福祉制度解説
 - ➔ 利用までの流れ
 - ➔ サービス一覧／サービス紹介
 - ➔ よくあるご質問
 - ➔ 用語集
 - ➔ 制度解説特集
 - ➔ 障害者福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A
- サービス提供機関を調べる
 - ➔ 障害福祉サービス等情報検索
 - ➔ 福祉サービス評価情報
 - ➔ サービス提供機関情報検索
- 専門職養成施設を調べる
 - ➔ 専門職養成施設情報検索
- サービス取組事例を見る
 - ➔ サービス取組事例紹介
- 各自治体の窓口を調べる
 - ➔ 各自治体の窓口

高知新聞 2024年6月7日(金)

障害福祉トップから障害福祉サービス等情報検索に入り、システムログインよりID、パスワードを入力してログイン。

・障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&Aについてはここから検索。

登録完了後も毎年度更新の
必要があり、今年度は7月
末が報告期限ですので、期
限までに登録情報の更新及
び承認申請を実施してくだ
さい。

ログイン入り口

システムログイン

関係連絡板

地域から探す

法人名から探す

事業所名から探す

事業所番号から探す

・IDが不明な場合は岐阜市障がい福祉課指導係まで問い合わせを。
(☎214-2136)

1法人につき1IDとなり、パスワードはこちらでは管理していないため、
担当者が変更になるなどして分からなくなることはないよう管理すること。



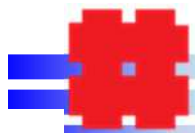
業務継続計画未策定減算

これらの基準に適応していない場合、所定単位数を減算します。

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年4月1日から、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」が策定されているのみで、感染症と非常災害の業務継続計画が未策定の場合、減算が適用されます。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、令和7年4月1日から業務継続計画未策定減算の適用対象となりました。



業務継続計画未策定減算その②

【減算単位】

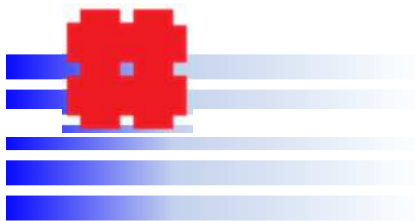
- ・ 所定単位数の 3 % を減算
（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）
- ・ 所定単位数の 1 % を減算
（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、（障害者支援施設が行う各サービスを除く）



福祉・介護職員等処遇改善加算

運営指導でたびたび指摘している内容ですので、特に注意してください。

福祉・介護職資質の向上を支援するための研修を実施しているものの、研修計画等が作成されていない。	→	研修計画を作成し、計画に沿って研修を実施してください。
処遇改善計画の内容を周知したとされるものの、周知されていることを確認する記録がない。	→	従業者へ周知したことがわかる記録を残してください。
年度の途中で福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たさなくなり、福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定できなくなった。 (福祉専門職員配置等加算を算定できない月が4月連続した場合、1～3月間は福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定し、4月目以降福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱを算定する)	→	加算について変更する届出を提出してください。



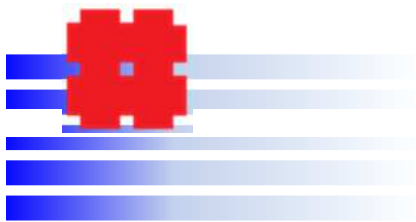
医師未配置減算

指定生活介護事業所において医師が配置されていない場合に、1日につき12単位を減算します。

〈生活介護における医師の配置〉

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障がい福祉の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること

※「必要数を配置」とは、**嘱託医を確保**することをもって、満たすこととしても差し支えない



医師未配置減算その②

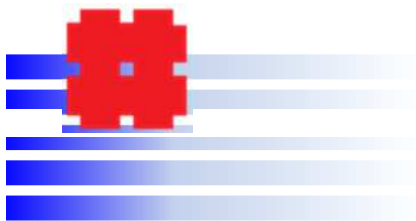
➤ 嘱託医を配置している

- ・健康管理や指導を目的として来所する
(原則月1回以上)
- ・利用者の障がい特性などに応じて対応する

➤ 嘱託医を配置していない

- ・健康診断や予防接種の為だけに来所する
- ・嘱託契約をしているものの、毎月の勤務実態がない

⇒ 減算適用



初回加算

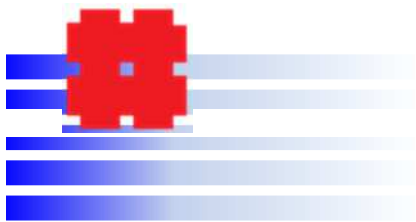
新規に支援計画を作成した利用者に対してサービスを提供した場合に算定できる加算です。

〈対象となるサービス〉

- ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
- ・計画相談支援・障害児相談支援
- ・保育所等訪問支援 など

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護:

・・・サービス提供責任者が初回サービスを行う、または同行する場合に加算可

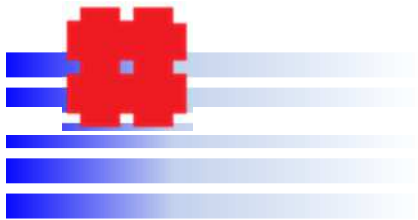


初期加算その①

指定事業所等において、指定サービスの提供を行った場合に指定サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間について1日につき所定単位数を加算する

〈対象となるサービス〉

・就労継続支援(A型・B型)・就労移行支援・生活介護・機能訓練・自立訓練 など



初期加算その②

(例) 7/1に契約、7/4に初めて利用した利用者

利用日	初期加算の算定
7月4日(初回利用日)	○
7月18日(利用日)	○
7月22日(欠席)欠席時対応加算を算定	×
7月30日(利用日)	○
8月2日(利用日・初回利用日から暦日30日目)	○
8月3日(初回利用日から暦日31日目)	× 暦日30日を超えるため

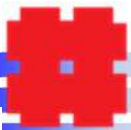
- 30日の間とは、暦日でいう30日間
- 30日間のうち利用者が実際に利用した日数にのみ適用できます。



食事提供体制加算の見直し

令和5年度までの要件に加え、以下の要件を全て満たすことで算定できるようになりました。

- ① 管理栄養士等（管理栄養士又は栄養士）が献立作成に関与
または献立の確認を行う
- ② 利用者ごとの摂食量を記録する
（目視や自己申告等による方法も可）
- ③ 利用者ごとの体重の記録を行う
（おおむね6か月に1度BMIの記録が必要。身長不明の場合は
体重のみの記録も可。利用者の意向で体重を確認できない
場合、個別支援記録等において意向の確認をした旨の記録
を残すこと）



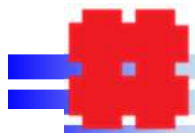
入浴支援加算（生活介護）

医療的ケアが必要な者 ※1 または重症心身障害者を対して、入浴に係る支援を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算します。
80単位 / 1日

注意！

算定には、受給者証に「入浴（医ケア） ※2」「入浴（重心）」の記載が必要になります。

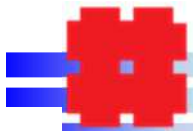
- ※1 医療的ケア判定スコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態にある者。
- ※2 入浴（医ケア）の記載には医療的ケア判定スコア表の岐阜市への提出および事業所での保管が必要。



就労移行支援体制加算

- 就労継続支援（A型・B型）の支援を受けた後に就労し
6か月以上就労継続しているものがある場合

所定単位数に、6か月以上就労継続している者の数を
乗じた単位数が加算できます。

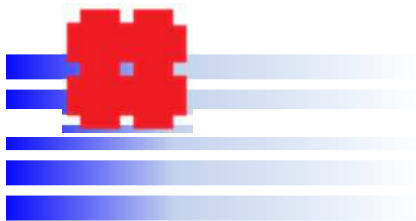


就労移行支援体制加算(Q&A)

問 同一の者について就労継続支援事業所等の利用と一般企業との離転職が複数回生じている場合、就労移行支援体制加算を複数回算定することは可能か。

(回答要旨)

同一の利用者について過去3年間に於いて当該加算を複数回算定することは原則想定しておらず、例えば次の事例で示すようなケースでは、就労移行支援体制加算を**複数回算定することはできない**。



就労移行支援体制加算(Q&A)

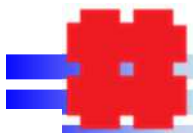
(事例1)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に甲の利用者として再び受け入れ、さらに後日、再度企業①へ就職するなど、離転職を繰り返すケース

(事例2)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に、就労継続支援事業所乙の利用者として受け入れ、後日、企業②へ就職するなど、複数事業所及び企業間の離転職を計画的に繰り返すケース

⇒就労移行支援体制加算を複数回算定することはできない



就労選択支援の創設 その①

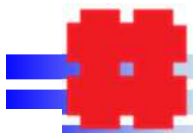
○ 就労選択支援とは

就労アセスメントの手法により、本人と協同で強みや特性、課題等を整理して自己理解を促すとともに、就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、指導・助言を通じて、本人の希望も重視しながら就労に関する適切な選択の機会を提供するサービス。

○ 利用の対象となる方

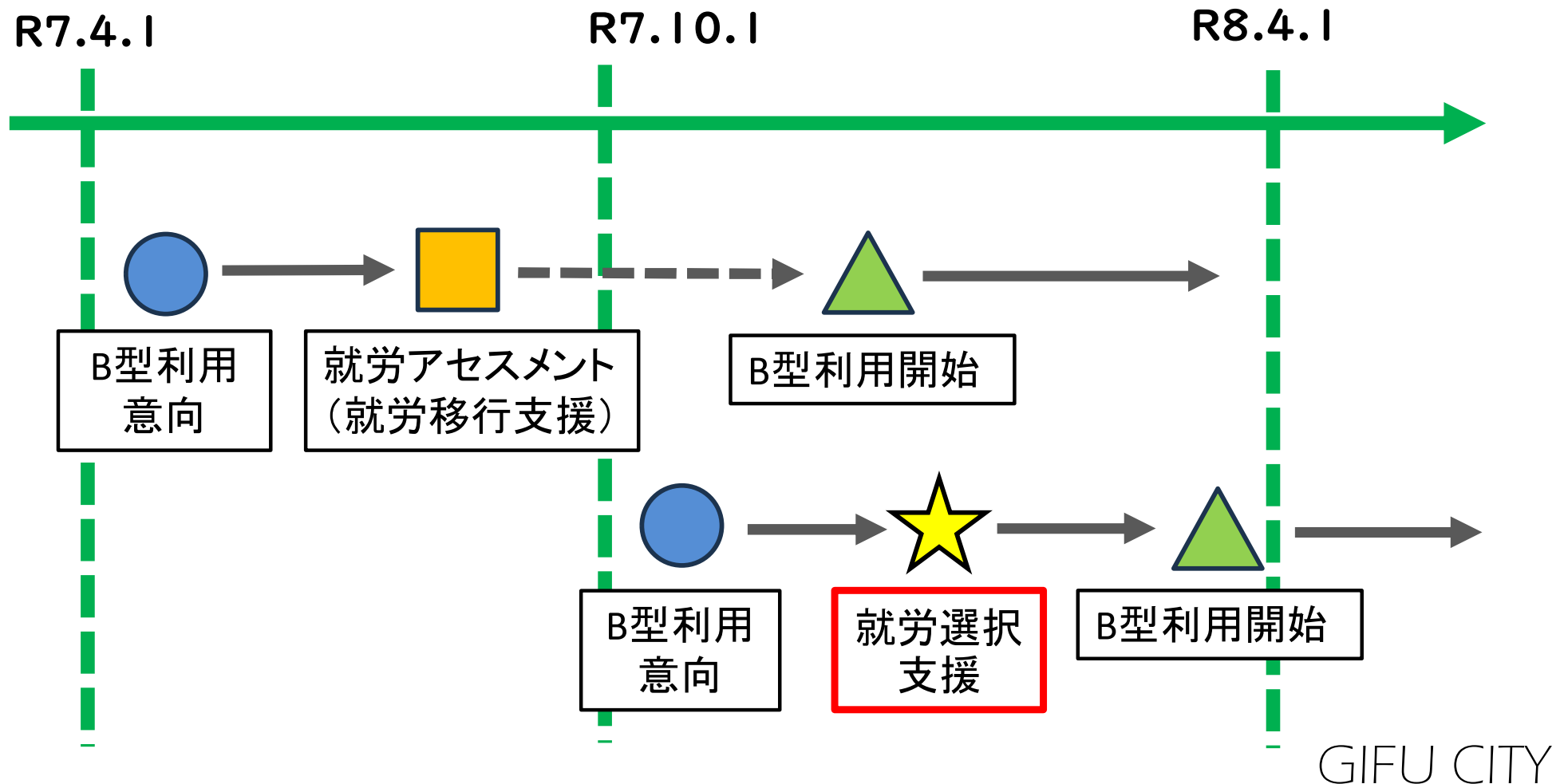
就労継続支援B型の新規利用希望者 ※ は令和7年10月1日から、就労継続支援A型の利用希望者は令和9年4月1日から、原則利用することになります。

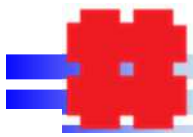
※ 50歳以上の方、障害基礎年金1級受給者、就労経験ありの方を除く。



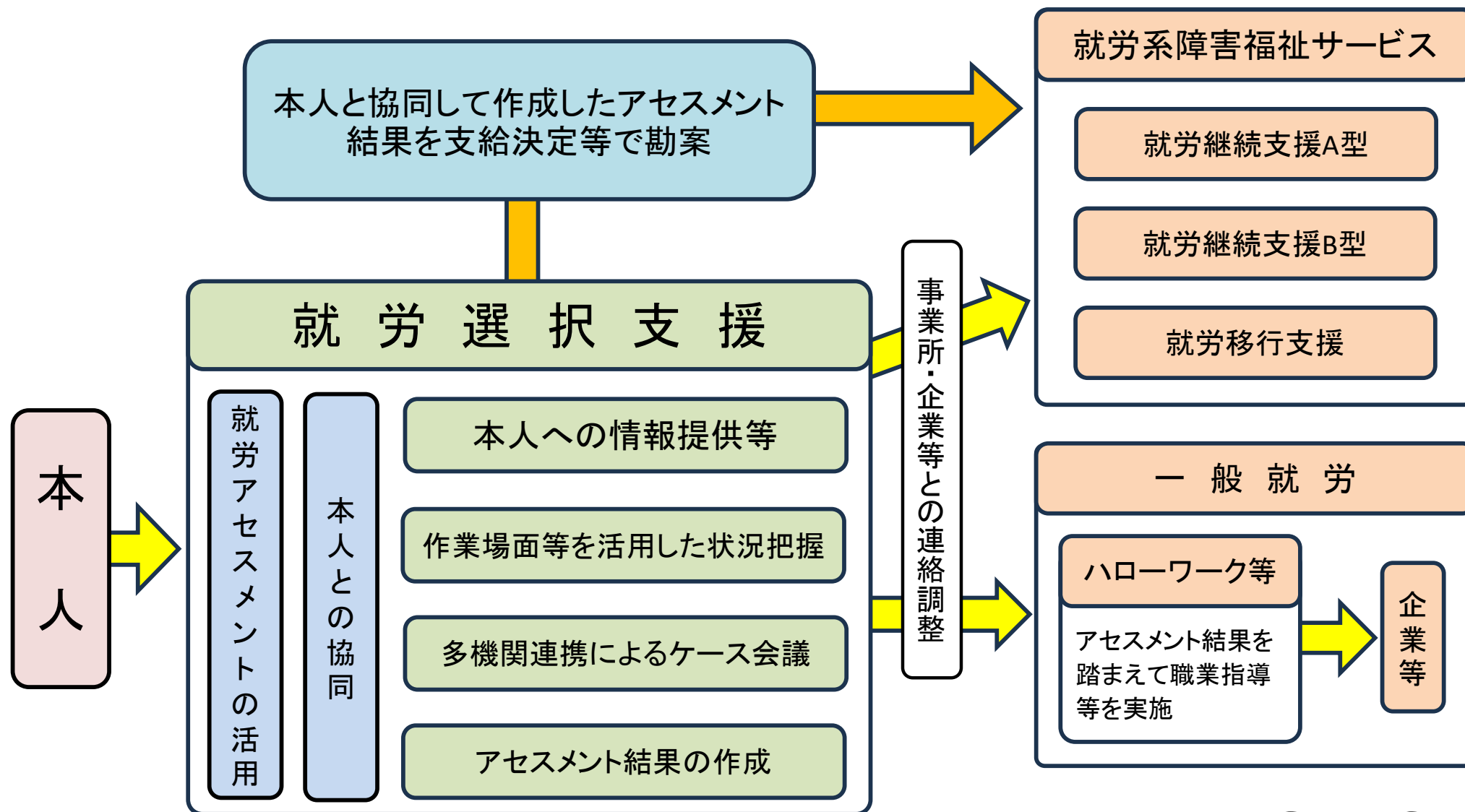
就労選択支援の創設 その②

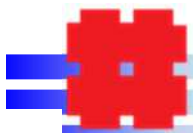
〈 就労選択支援の利用イメージ 〉





就労選択支援の創設 その③





就労選択支援の創設 その④

○ 事業所指定の要件

〈実施主体〉

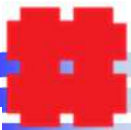
- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（実績要件あり）
- ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・自治体設置の就労支援センター
- ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

〈定員〉

10人以上

〈職員配置〉

管理者1以上、就労選択支援員（人員配置15:1以上）



勤務形態一覧表についての注意

勤務形態一覧表は、人員配置基準を満たしているか、加算要件を満たしているかを確認するための重要な資料です。

変更届や体制届の提出時に注意深く確認いただくことはもちろん、毎月の請求前に各事業所において振り返りをしてください。

加算要件を満たさないことがわかった場合、必要に応じて速やかに体制届の提出をしてください。

【よくある指摘例】

- ・4週合計の時間がシフトと合わない
- ・サービス提供時間中に必要な人数の有資格者を配置できていない
- ・従業員の肩書きが実際と異なる
- ・休憩時間を含んで勤務時間数を算出している